

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 4 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
粥川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 1 2 月 2 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

0 経営体数

個人経営体 0 経営体

法人経営体 0 経営体

集落営農 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・近隣で集積を行う担い手への貸付協議を検討し、農地中間管理機構を通じ集積を行う。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・中心となる経営体を確保するために、「集落営農」の設立について、将来に向けて検討する。組織の形態、事業内容等は広く意見を求める中で検討決定し、その中では、後継者の確保も重要課題としてとらえる。
- ・集落営農では、稲作のほか高収益作物の導入や加工等に取り組み、所得の確保を模索する。
- ・集落営農の検討のほかに、新規就農者の育成や誘致手法を検討し、農業者の増加を模索する。
- ・獣害対策を強化するために、獣害柵や捕獲檻の設置など、集落挙げての取り組みを行う。地域性からみて、ブロックごとに柵を張り巡らす方法も検討する。
- ・営農環境を維持するために、用排水路、作業農道の点検を行い、改善箇所の早期発見と補修を実施する。
- ・中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金の使途について検討を深めて、その効果的な利用を図る。